

【7】災害時および交通機関の運休時の措置について

| | | 平常時 | 始業前 | 授業時間中 | 放課後 | 考查期間中 | 始業前 |
|--------------------------------------|--|---|---|--------------------------------------|--------------------------------------|---|--------------------------------|
| 「暴風警報」・「特別警報」 | | 「暴風警報」又は「特別警報」が 午前6時30分までに解除 | 通常通り | | | 「暴風警報」又は「特別警報」が 午前6時30分までに解除 | 通常通り |
| | | 「暴風警報」又は「特別警報」が 午前6時30分～午前10時に解除 | 始業時間の繰り下げ ※警報解除の 2時間後 から授業開始 | | | | |
| | | 「暴風警報」又は「特別警報」が 午前10時現在で発令中 | 臨時休校 | | | 「暴風警報」又は「特別警報」が 午前6時30分現在で発令中 | 臨時休校 |
| | | 「暴風警報」又は「特別警報」が発令された | 登校中の場合は、自宅又は学校のいずれか安全な方に向かうこと。 それも危険な場合は通学途上の避難場所に向かうこと。 | 暴風警報⇒ すぐに帰宅 特別警報⇒ 学校で待機 | 暴風警報⇒ すぐに帰宅 特別警報⇒ 学校で待機 | | |
| 地震 | | 震度4以下 の地震が発生した場合 | 通学途上の安全を確認して登校 | 原則、安全確認後に授業を継続 | 安全確認後に判断 | 震度4以下 の地震が発生した場合 | 通学途上の安全を確認して登校 |
| | | 震度5弱・震度5強 の地震が発生した場合 | 自宅待機 | 原則、学校で待機 安全確認後に判断 | 放送による指示⇒安全確認後すぐに帰宅 | 震度5弱・震度5強 の地震が発生した場合 | 臨時休校 |
| | | 震度6弱以上 の地震が発生した場合 | 臨時休校 | | | 震度6弱以上 の地震が発生した場合 | |
| 災害（計画運休を含む） （計画運休を含む） 交通機関の運休等 | | 「JR阪和線」（鳳又は富木を含む区間）が 午前6時30分現在で運転見合わせ の場合 | 自宅待機 | | | | |
| | | 「JR阪和線」（鳳又は富木を含む区間）が 午前10時までに運転再開 した場合 | 始業時間の繰り下げ ※運転再開の 2時間後 から授業開始 | | | | |
| | | 「JR阪和線」（鳳又は富木を含む区間）が 午前10時現在で運転見合わせ の場合 | 臨時休校 | | | 「JR阪和線」（鳳又は富木を含む区間）が 午前6時30分現在で運転見合わせ の場合 | 臨時休校 |
| | | 「JR阪和線」（鳳又は富木を含む区間）が 遅延 している場合 | 遅延の程度を考慮し、始業時間の繰り下げもあり | | | 「JR阪和線」（鳳又は富木を含む区間）が 遅延 している場合 | 遅延の程度を考慮し、 考查時間割の繰り下げも含めて検討 |

- ※1 暴風警報・特別警報の発令地域は、学校所在地（泉州地域）又は居住地の市町村とする。
- ※2 学校所在地（堺市西区）又は居住地に「避難勧告」又は「避難指示」が出ている場合は、避難を最優先に対応する。
- ※3 地震については、大阪府域のいずれの地域であっても、表に示した震度の場合は適用する。
- ※4 南海線（本線・高野線）、泉北高速鉄道及び路線バスについては、運転状況により個別に判断・対応する。